

## 山形県国民保護協議会（第1回）の議事概要

日 時 平成17年4月26日（火） 午後2時30分～午後3時50分

場 所 山形国際ホテル 2階 平成西の間

出席者 山形県国民保護協議会会長  
山形県国民保護協議会委員（73名中70名（うち代理27名））

### 次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

（1）山形県国民保護協議会の運営について

（2）国民保護法制の概要について

（3）山形県国民保護計画について

（4）山形県国民保護計画作成に向けた取り組みについて

（5）意見交換

4 閉会

### 議事概要

#### （1）山形県国民保護協議会の運営について

山形県国民保護協議会の概要について、資料1に基づいて事務局から説明を行った。

山形県国民保護協議会運営規程について、資料1-2のとおり、本日（平成17年4月26日）より施行することを事務局から報告した。

「山形県国民保護協議会の会議の公開の取扱い」について、資料1-3のとおり会議に諮ったところ、異議なく可決し、本日より取扱うこととした。

山形県国民保護協議会会長職務代理者について、山形県国民保護協議会条例第4条の規定により、会長が、日野 雅夫 委員（山形県副知事）を第1会長職務代理者に、柏倉 俊夫 委員（山形県危機管理監）を第2会長職務代理者に指名した。

#### （2）国民保護法制の概要について

「国民保護法制の概要」について、資料2に基づいて事務局から説明を行った。

( 3 ) 山形県国民保護計画について

「山形県国民保護計画」について、資料 3 - 1 のとおり山形県知事から本日付けで計画の作成について諮問があったこと、資料 3 - 2 に基づいて国民保護計画の概要について、事務局から説明を行った。

【質疑応答】

問(委員) 国民と避難住民という言葉があるが、国民には外国人は含まれるのか。

答(事務局) 国民保護法上は日本国民を対象としているが、広義には日本に住んでいる外国人の方々も含まれる。実際に避難をする際には、外国人の方々も避難住民ということになる。

問(委員) 武力攻撃災害の場合、避難施設の特定ができるのか。警報について、国から県へ、県から市町村へどのように伝達されるのか。また、避難訓練はどのように行うのか。

答(事務局) 計画の中でいくつかの事態を想定して、避難、救援について示したいと考えている。防災とは異なり、万が一このような事態が生じた場合に、どの地域に住んでいる方が、どこに避難するかということ、国の事態対処方針のなかで決めることとなっている。避難先、避難地域について、どこにどのように避難するのかということについて、県、市町村の計画の中で避難施設、避難場所を示していく。その際には、それぞれの起きうる状況により、地域の実情に併せて避難施設を決めて行きたい。

訓練については、防災訓練と連携をとりながら行っていくということが基本指針の中にも掲げられている。もともとの事象が災害と有事とは違うが、何らかの事象が起きて住民が安全な所に避難するということは、原因が違っても災害と似た場面がでてくると思われるので、防災訓練と連携を図りながら行っていきたい。

警報の伝達については、いかに早く、一斉に伝えるか、現状では、防災行政無線でつながっているのだが、どうやって住民の方々に伝えるかということについて、国でもそのシステムについての検討に着手している。県としても、住民の方々に、いかに早く警報、情報を伝達できるかについて検討していきたい。

問(委員) 市町村の計画は県と連動して作成することになると思う。県の計画は年度内に作られるということだが、具体的な面も年度内に示されるのか。

答(会長) 具体については、実効あるように、ここで皆さんの意見を頂戴して、書き込んでいくということにしたい。

(4) 山形県国民保護計画作成に向けた取り組みについて

「山形県国民保護計画作成に向けた取り組み」について、資料4に基づいて事務局から説明を行った。

(5) 意見交換

(委員) 武力攻撃災害については、実際どの程度の頻度で起きるのか。そのための予算、人的配置を行うということは費用対効果を考えたときにどうか。国の政策として進めなければならないので止むを得ないのではないかとと思うが、災害対策の一環として位置付けることではどうか。

どこか被災したときに同じ業界の方々がバックアップすることが重要なことだと思う。医療界を見ると、災害拠点病院は県内にいくつかあるが、連携がとられているのかという点については、問題がある。医療機関の連携ということも、ぜひ視野のなかに入れてほしい。

有事や災害の際に重要なのは、自分の命は自分で守るという基本姿勢ではないかと思う。応急措置というものを県民の一人一人が身に付けるということで、避けられる死を探ることができるのでは。

(事務局) 事象は違うにしても、似ているところはあるだろうということで、武力攻撃事態等に特化して訓練をするのではなく、備蓄、医薬品の準備にしても、色々な面で防災と関連を持ちつつやっていきたい。予算の面でも国民保護に特化するということではなく、自然災害に対する防災訓練と連携を図りつつ対応していくことによって、効率的な運営、運用ができるのではないかと考えている。

(委員) 災害拠点病院については、指定後のフォローがよくないというのが実情である。その後のフォローをどうするのかということ全体で考えるべき。例えば、シミュレーションは病院自体に任されているというのが現状である。それを統一的にやるということを考えなければならないと思っている。情報の共有ということが非常に重要なので、そのシステムの構築を考えていく必要がある。

(委員) 県内の4つの2次医療圏で、7つの災害拠点病院を指定し、県がバックアップして、医療機器の整備、医師の能力の向上などを行っている。昨年度からは、災害拠点病院とその他の医療機関を結ぶネットワークも構築している。必ずしも十分な体制ではないということは否めない。これを機会に更に連携の強化、体制の強化に努めていきたいと考えている。

(委員) 大規模な災害が、我々の周辺で起きた場合に、医療人としてどのような対処ができるか、常日頃頭を痛めている。国民保護協議会創設を契機にさらに連携を深めるよう心がけたい。

(委員) 有事と防災などとの訓練を共同で行いたいということであったが、これまで、県の防災訓練などに参加してみると、訓練のための訓練という気がするので、踏み込んだ訓練などをやってほしい。

(委員) 国の法律でも決まっていることだが、人権の尊重ということをお願いしたい。苦情処理であるとか、人権侵害の回復であるとかということが気掛かりである。

(会長) 国民保護法では、憲法で保障する国民の自由と権利は尊重されなければならない、制限がなされる場合には、最小限のものに限られるということを規定しているが、これは、しっかりと法律事項として定めなければならないという考えからなのではないかと思う。

我々もこうした点を踏まえながら審議させていただくということになると思う。

(委員) 避難というときに、最初に動くのは地域の防災ネットワークでは。ただ、今急いで、攻撃にあったときにどうしようかということは、なかなか町内では難しい議論。大規模な災害と共通点があると思うので、わかりやすく住民にも納得がいくような議論をしていただきたい。

(委員) 情報の伝達は大変重要なこと。その場合、量があってスピードがあることが重要なこと。今後の会議には、医療関係はもちろんのこと、物資も重要であるが、情報の速やかな伝達方法についても、議論いただきたい。

早ければ今年12月からテレビのデジタル放送が開始される。デジタル化というのは、大変重要な意味を持っていると認識している。番組放送の他に実施されるデータ放送などにより県民がすぐ情報をとるという手段としてのテレビ受像機が全世帯に入ること。新しいサービスとしてのデータ放送の活用により、非常事態の伝送、伝達インフラとして、家庭のテレビを考えたらいいのではないか。